

氏名 (生年月日)	裴 相 均 (1980年9月14日)
学位の種類	博士 (法学)
学位記番号	法博甲第109号
学位授与の日付	2015年3月19日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	量刑判断に関する検討 — 日韓における比較法的考察も踏まえて —
論文審査委員	主査 只木 誠 副査 伊藤 康一郎・鈴木 彰雄

内容の要旨及び審査の結果の要旨

【本論文の要旨】

量刑論は、韓国においても、また、日本においても、ようやく本格的な研究の緒についたばかりの領域であるといつてよからう。とりわけ、量刑の根拠となるその基準の問題については、いまだ説得的かつ十分な成果が上げられているとはいえないといわざるを得ないところである。本論文は、かかる問題意識のもと、合理的な量刑を行い、責任に応じた刑罰を被告人に科すためにという基本的な視座のもと、いかなる具体的な量刑規範を確立するかを論ずることを意図したものである。

具体的には、本論文は、量刑判断の枠組みを比較法的考察も踏まえて検討している。個別の刑の量定がいかにあるべきかを考察するには刑罰論を踏まえた検討がなされる必要があり、本稿もこの点を重要な問題関心とするものである。

序章では、本論文の目的と分析視座、本論文の構成と概要とが述べられている。従来、日韓両国の刑法学において、他の領域に比しても、量刑論は研究対象とされることが少なかったところ、近年では、被害者保護と刑事立法の活性化、刑法改正による重罰化、そして裁判員制度の導入に関連して、刑罰のあり方の検討が重要な課題として意識されるようになってきている。個別の刑の量定のあり方を考察するには刑罰論を踏まえなければならない、このような前提に基づいて実務家と研究者による量刑に関する共同研究が活発化してきているといえよう。犯罪の成否のみならず、刑罰の種類・程度にまで検討対象が拡大しつつあり、犯罪論と刑罰論との関係が今まで以上に意識されている点は、今日の刑法学における特徴のひとつといえることができると思われる。

このような認識に基づいて、本論文において、筆者は、これまで研究されてきた「量刑判断」というテーマについて、そこで提示された論拠や実務の見解を参照しながら量刑判断の実際を検証すべきとの判断のもと、量刑判断にあたって必須となる立法から刑の宣告までを射程範囲としたうえで、判例及び具体的な事例に即した検討を行うことを試みている。また、あわせて、比較法的観点

から、現在、具体的な量刑に影響を及ぼし得る刑事立法が盛んに行われている韓国の現状とその課題について取り上げ、検証を試みている。

また、量刑過程が、宣告刑の形成のみならず、法定刑・処断刑の形成をも含む多様なプロセスであることに鑑み、法定刑の役割及び罪数の問題についても考察を行い、判断主体の問題として、裁判員裁判の意義や裁判員裁判の量刑判断についても検討を加えている。

第一章から第三章までは本稿の基礎編として、第一章では、近年の刑事立法の動向に照らして、量刑判断の基礎となる法定刑の役割及びその引上げの意味を、刑罰論・政策論的視点を入れつつ、総合的に検討する。第二章では、量刑判断における根本的な問題を明らかにしたうえで、比較法的観点から、韓国における量刑不統一問題について検討する。第三章では、日本における量刑理論と実務における実体法判断との関係性を検討したうえで、量刑判断の中核である量刑における責任主義を明らかにし、その判断過程をも検討する。その後このような検討に基づき、その応用編として、第四章では、量刑判断における罪数問題を検討し、数罪のなかで特に併合罪における処断刑形成過程、宣告刑形成過程を検討の対象とする。第五章は、近年始まった裁判員制度と量刑判断について論じ、法廷に裁判員が加わることによる変化に注目する。各章で示した論考をまとめた本稿の結論を終章で示すものである。各章において示された検討の内容は、概要以下の通りである。

第一章では、日韓の法定刑引上げと刑事立法に関して、両国の社会や法状況を比較考察することで、今後の刑事立法の方向性及び法定刑の役割について考察する作業が行われている。現在の刑事立法においては「安全」ないし「治安」の必要性が強調されており、また、近年の刑事立法の活性化に鑑みれば、市民からの安全への要求が刑事立法になんらかの影響を与えているであろうことは想像に難くないところであるが、しかしながら、この安全要求と刑事立法との結びつきに関する考察は、これまでのところ必ずしも十分にはなされてこなかったようであり、そのような認識のもと、筆者は、市民の安全要求が刑事立法においてどのように作用しているかにつき具体的に検証することの必要性を説いている。その際、日本と同様に刑事立法の活性化が見られる韓国における現状を比較法的に検討することは、非常に有益であるといえよう。本章では、日韓両国の犯罪統計や犯罪に関する市民の意識が、安全要求と刑事立法の活性化にいかなる影響を与えているのか、その両者の因果関係を探るため、近年なされた韓国における法改正を参照しつつ、韓国において刑事立法の活性化が見られるようになった背景が明らかにされている。そして、その分析をもとに、市民の安全要求と刑事立法の役割との本来あるべき関係性を模索し、結論として、両国の法定刑の引上げ及び法改正においては市民の安全要求が重要視されているところ、この市民の安全要求を直ちに犯罪への不安に対する安全要求として受けとめて法定刑の引上げ及び法改正を行うことは、妥当ではないことを明らかにしている。

安全要求に基づいた近年の韓国における法定刑引上げについて見ると、社会規範意識の強化を基礎とする抑止刑論に鑑みれば、長期間の収容はむしろ犯罪者の社会復帰を妨げ、刑罰の抑止力を事実上無効化することになり得るものであり、その点で問題が多いものであると筆者は説き、あわせて、法定刑の引上げについては、引上げが必要か否かという事前の検討のみならず、事後的な検証

も必要であり、量刑実務の推移についても引き続き注意すべきであることを指摘している。

第二章では、量刑の意義、そして量刑判断の不統一の問題に関して日本の議論を参考にしつつ韓国の事例について検討が行われている。

量刑とは、裁判官が犯罪の成立を認めた場合に、法定刑から法律上の加重・減輕や酌量減輕して得られた処断刑の範囲内で、具体的な宣告刑を定めることである。また、この過程は、裁判官が法律に基づき被告人の量刑責任に応じて合理的に判断することが求められる法適用のひとつであり、さらには、執行猶予を付すか否かの決定もすべて含まれた具体的な法の実践である。法秩序の維持のために処罰は必要不可欠であり、その処罰の基準が不明確になると犯罪予防効果は減少するということはこれまで一般的に認められているところではあるが、実際としては、量刑判断の不統一による法適用及び執行の信頼性が問題となっているというのが実態であろう。それゆえ、犯罪の成否の判断過程もさることながら量刑の基準が重要視されることになるが、量刑についての学術的議論は十分には行われてはおらず、とりわけ、量刑論と刑罰論との関連性は、その重要性については異が唱えられていないにもかかわらず、詳細な検討がまだまだ加えられていないという状況にあるのである。

それゆえ、本章において、筆者は、量刑論と刑罰論の両者を通じて一貫した理論基盤の形成を視野に、これを背景として量刑の意義及びその重要性について詳細な検討を加えることを試み、そのなかで、特に韓国においては量刑判断の不統一問題が発生しており、それらの問題は、量刑論と刑罰論の関係性を論ずるうえで好個の素材となるとしている。すなわち、刑事司法において重要な位置づけを占める量刑判断には実際には少なからぬ問題が見られるのであり、このことを明らかに示す一例として韓国の現状を紹介するのである。そして、制度上の課題として、①量刑の客観的な基準の不存在、②刑事特別法の乱立、③量刑審査の困難さなどが認められ、実務上の問題としては、①不十分な量刑審理による量刑の偏り、②執行猶予のジレンマ、③前官礼遇の慣行などが明らかにされている。韓国は刑事司法改革という大きな枠組みのなか、2007年には量刑委員会の設置という転換期を迎えたが、その後、2009年の第1期量刑委員会が発表した、英米の量刑ガイドラインを参照して作成された量刑基準は、その後、韓国量刑論及び実務に少なからぬ影響を及ぼしているところであり、それゆえ、筆者は、このような韓国における現状については徹底した分析が求められるとしている。

また、近年、韓国では企業過失犯罪の両罰規定に関する法改正が行われたところであるが、法人処罰の根拠及び解釈については、特に過失犯の議論を中心として議論されており、この議論は量刑判断にも及ぶものであったことから、本章の結びにおいて、筆者は、比較法的観点から、同規定に関する法改正に伴う韓国の議論状況についても紹介している。

第三章においては、量刑判断の問題は量刑責任判断と換言することができ、そこでは、刑罰論に根本をおいた検討が必要とされるが、加えて、個々の量刑事情、量刑事情の方向性、量刑事情の重要性の程度が明らかにされなければならない、この解明にあたっては、量刑責任の本質、すなわち、行為責任と予防的考慮との関係性についての検討が不可欠であるという点について確認することが

意図されている。本章は、筆者の量刑判断の理論的な土台をなすものである。

あわせてまた、犯罪の成否の判断にあたって前提とされている責任主義が量刑論についても妥当すべきであることについても確認が行われている。すなわち、責任主義が、犯罪論において、具体的に故意又は過失のない場合や適法行為の期待可能性がない場合に犯罪成立が否定されるといった消極的な形で機能していることに鑑みれば、量刑論においても、過度の予防的考慮を制約するために、刑罰限定機能を果たさなければならないのではないかとの疑問に立ち、筆者は、量刑論においても刑法の謙抑性が妥当しなければならず、この根拠が責任主義に見いだされるべきであるとするのである。そして、量刑における責任主義を考察するにあたって、刑罰理論における刑罰の正当化根拠をめぐる議論に基づき、量刑における責任主義の意義をも明らかにしようとして試みているが、そこで主要な検討対象となるのは、量刑における責任と予防的考慮の内容をいかに構成し、関連づけていくべきかという問題であるとしている。

筆者は、量刑判断においては、まず、行為責任には、特に故意と過失においては、行為者の主観面には幅があり、それに応じて、責任の程度に影響を与える量刑事情（犯罪事実に属するもの、いわゆる犯情）、例えば、動機や常習性などのように、故意や違法性の意識の強弱を推認させる事情が考慮されると指摘する。行為責任に基づいた刑罰判断にも幅が存在することから、この幅のなかで、行為者に対する予防も考慮して個別的な刑が導かれることになるが、しかし、量刑に一定の幅があるとしても、罪刑均衡の原則からすれば、責任の幅を超えた量刑は当然に許容され得ない。量刑判断にあたっては、確かに、犯人の年齢、性格、経歴及び環境、社会的影響、犯罪後における犯人の態度などの行為者事情（犯罪事実に属さないもの、いわゆる狭義の情状）が考慮されるものの、それらの行為者事情が予防的考慮に係る量刑事情として判断される場合は、それが行為責任に現れた限度で考慮されるべきであり、また、行為者に対する規範意識の確認・強化という意味で、二重に評価されないように、責任を軽減する方向でのみ斟酌されるべきであるというのである。

上記のような考察からの結論として、筆者は、したがって、刑法には、行為者量刑事情に対する予防的考慮から、刑の減輕や免除、保護観察及び執行猶予制度などが予定されているために、責任刑を下回って刑罰が選択されることはなお許容されるとしてこれを論じている。

第四章では、量刑判断と罪数について併合罪における併合の利益を中心に検討が加えられている。

量刑における罪数論・競合論は、犯罪論と刑罰論をつなぐ領域として位置づけられている。そして、罪数論は、実体法よりはむしろ手続法において、特に実務において重視されてきたところである。例えば、一個の行為が複数の構成要件を実現した場合、あるいは、複数の行為が複数の構成要件を実現した場合には、それらがいかなる関係に立つのかが問われ（競合論）、複数の構成要件間の関係と犯罪の個数決定及びこれに対する処断刑の選択などが、量刑判断において問題となる。例えば、一度に数人を殺すことと、数回にわたって一人ずつ殺すことには刑法的評価に差異が生じるのであり、それぞれの場合に、犯罪の個数はいくつか、関連する数罪の間の関係はどうなるのか、それによって刑罰はどう変化するか、といった問題が検討されてきたのである。

その中で、本章では、日本及び韓国においては責任の基礎に関する行為責任論が多数説とされて

いるにもかかわらず、量刑論の領域では行為責任が必ずしも貫徹されていないことを、併合罪の処理を全体的に量定（全体的量定説）しようとする諸見解の検討を通して指摘し、それを是正していくための一つの方法を示している。すなわち、近年の判例を通じて、併合罪の法的性格につき、特に併合の利益について他の罪数関係と比較しながら検討したうえで、その科刑のあり方について、基本的に全体的に量定するよりも個別的に量定する（個別的量定説）のが妥当と考えられること、しかし同時に、その評価に当たっては、犯罪類型が同種か異種か、また、それが対人犯罪か対物犯罪かによって併合の利益に差が生じることに着眼し、特に犯罪類型が異種の場合は、個別的に量定したうえで、併合罪を構成するそれぞれの犯罪の内容及びそれらの関連性に踏み込んだ全体的考察（主たる犯罪に関する責任刑を上げる）が必要であるとの結論に至っている。

筆者は、この帰結は、第三章で示した量刑判断プロセスと合致するものであり、それによって個別行為責任と行為者に対する評価を分けることが可能となり、量刑判断の明確化に大きく貢献することになるとしている。

第五章では、裁判員裁判と量刑判断について、韓国の現状も踏まえて検討を加えている。裁判員制度は、国民から選ばれた裁判員と裁判官が、それぞれの知識や経験を活かしてともに判断することにより、国民によってより理解しやすい裁判を実現することを目的に、犯罪事実の認定及び有罪・無罪の判定の場面にとどまらず、それと同様に国民の関心が高い刑の量定の場面にも妥当するとの理念が具体化されたものである。

本章では、裁判員制度という新たな制度の導入によって変化が求められている量刑判断のあり方について、裁判員裁判の制度的意義に照らして、基本的に裁判員裁判の量刑判断は尊重されるべきであることを確認している。ただし、量刑判断の客観的な合理性を確保するため、裁判官には、評議において、当該事案の法定刑をベースに、参考となるおおまかな量刑の傾向を紹介し、裁判員全員の共通の認識を形成したうえで評議を進めるという姿勢が要求されるとしている。

裁判員制度の導入の趣旨に鑑みれば、例えば、裁判員裁判の量刑判断が従来の量刑相場と異なった結果であっても、裁判員裁判の判断は尊重されなければならないが、その場合、法的安定性と結果の公平性の観点から、適切な評議が行われたうえで具体的、説得的な根拠が示されなければならない。それは、同種・同質・同程度の行為を内容とする事件に対しては、一定程度、近似した量刑判断が期待されることにおいても明らかであり、かつ、そもそも裁判官と裁判員との協働作業である量刑判断とは、当該裁判員裁判だけではなく、量刑相場という過去の裁判官判断や他の裁判所の裁判官・裁判員判断とも協働していくことを意味するものであるからであると筆者はいう。

したがって、裁判員裁判の量刑判断が量刑相場と異なった判断である場合、それは、具体的な量刑理由の記載によって検討されなければならないが、量刑理由の記載は必須の条件とされるべきであろう。さらに、本章では、韓国の国民参与裁判との比較法的考察を通じて、裁判員裁判における量刑判断についてのさらなる検証を行っている。

終章では、本稿の結論として、量刑判断に関して検討すべき諸事項、すなわち、量刑・量刑判断・量刑事情といった諸概念の意義について日本における見解を確認したうえで、量刑判断・量刑事情

についての日韓両国の立法例及び判例を概観している。

以上のように、本稿は、比較考察の手法で量刑判断の基礎構造を示し、刑罰論及び量刑理論を基礎とする量刑の解釈論を展開したものであり、制度論や刑事政策論についても検討を加え、それに基づいた応用として、併合罪における量刑判断や裁判員裁判における量刑判断のあり方を明らかにし、精密な分析を基礎としながら、量刑判断とは何かについて論じることを意図したものである。

【本論文の講評】

本論稿は、我が国と比較しても量刑基準がまだ十分に確立しているとはいえないとされる韓国の状況に鑑みて、責任に応じた刑罰を指向し、そのもとでの量刑判断の枠組みを、さらにまた、量刑指針を示そうとするものであり、あわせて、その作業を通して、犯罪論と刑罰論との融合をはかることを意図するものである。

まず、第一章では、量刑は広い意味では立法段階から論じられるべきとの立場から、日韓の法定刑の引き上げと刑事立法について、社会状況や法状況あるいは世論との関係から検討が加えられている。筆者は、ここで、我が国と韓国を比較した場合、韓国ではとりわけ性犯罪において現実の犯罪数の増加が見られ、それぞれの社会状況が異なるとはいえ、安全要求に基づいたと思われる過度な法定刑の引き上げが見られるとして、このような法定刑の引き上げと重罰化そして犯罪者の長期間の施設への収容については、社会規範意識の強化を基礎とする抑止刑の意義に鑑みればあらためての検討が必要であることを積極的に論証しようと試みている。とりわけ、韓国における社会変化と刑事事件発生との関係性、それに連動する刑事法の改正、そして具体的な量刑の変化という一連的な流れのなかでそれぞれを詳細に検証し、意味づけを行い、筆者の主張として、法定刑の引き上げについては、事前の、そして同様に事後的な検証が必要であることを強調している。ここにあって、筆者の論理は、我が国においていわれるところの、現代における「危険社会論に基づいた刑罰の引き上げ」という仮説に論を連ねるものであり、基本的に論者の賛同を得られるものであろう。なお、第一章の構成内容はエビデント・ベースであり、説得的である。また、特に、そのⅢ節「刑事法の改正と量刑」の「1」は有用な資料として我が国にも参照可能であると思われる。

続く第二章においては、韓国においては量刑判断の不統一がもたらされているという実態を踏まえ、量刑の意義と量刑判断の不統一に関して、比較法的観点からの考察がなされている。量刑の概念について、また、量刑の過程について、それぞれ丹念に論じられており、本章は、その作業のうえに立って、韓国にあっては、いかなる理由をもって量刑判断の不統一がもたらされているかを検証しようとするものである。具体的に、筆者は、制度上の問題としては、客観的量刑基準の不存在、刑事特別法の乱立、量刑審査の検証の不可能性、また、実務上の問題としては、不十分な量刑審理、執行猶予を付すか否かの判断の恣意性などを挙げ、これらが量刑判断の不統一をもたらしめている要因となっていると説く。同主張は、直接には韓国の問題を論じたものであるが、我が国の現状についての言及もあり、説得的であり、魅力的である。筆者の紹介するところのいわゆる「前官礼遇」等の韓国独特の慣例は韓国社会とその司法制度に密接に結びついているものとして興味深い、筆

者は、不正な、ないし不適正な刑の量定につながっているとして批判的にその解消を問うている。筆者の説くところは、韓国を取り上げてその特有の事情を検証するなかであって、一方では、控えめながら我が国に対する示唆も含まれ、その意味で、我が国にも適用されるべき、参照可能な、有用な主張である。

第三章では、刑法の理論的な基礎をなす量刑責任について検討がなされている。筆者は、量刑責任の内容を論じるにあたって、個別行為責任を重視しつつ、これと行為者量刑事情との関係を明らかにしようとする。すなわち、消極的責任主義を確認し、過度の予防的考慮を制限する立場を確認しつつ、そのなかで量刑における責任と予防的考慮の具体的内容を確定することを試みるのである。我が国、またドイツにおいても議論のあるところであるいわゆる量刑判断における「幅の理論」と「点の理論」について、筆者は、個別行為責任論に立ちつつ、量刑には一定の幅があるとして「幅の理論」を支持しつつ、そのなかで罪刑均衡の意義を強調する。このような基本を確認したうえで、筆者は行為事情と行為者事情とを区別し、それぞれに内在する要素を拾い上げ、いわゆる二重評価の禁止の標榜のもと、具体的な量刑事情と量刑指針を示そうとしている。個別行為責任を基礎とする量刑判断という基本的な枠組みのなかで量刑事情を整理している点、筆者の論理は考え方として興味深いものである。そして、行為者量刑事情に対する予防的考慮を行っている現行法上、責任刑を下回って刑罰が選択されるという主張は十分に説得的でもある。

第四章、第五章は、量刑判断に関する各論的な論述である。第四章では、罪数に関する量刑判断について検討が加えられているが、筆者の主張する量刑責任の考え方においては、例えば併合罪加重を取り上げて、判例と学説とで見解が分かれる併合罪の科刑に関しては、全体的量定説を批判的に検討したうえで、個別的量定説の妥当性を説いており、また、数罪に関する科刑についても、実体法上、訴訟法上の効果を指摘しつつ、個別行為責任の原則を一貫させようとしている。この競合論における量刑指針については、実務的な色彩が強く、必ずしも理論的な研究が進んでいるとはいえない分野であったが、そのようななか、研究者や実務家の論稿を丹念に拾い上げ、参照し、そのなかで一つ一つの判例を題材として論じた点は高く評価されるものであろう。

第五章では、韓国の事情、状況を紹介し、裁判員裁判という場での量刑判断の現状と今後のあり方が検証されている。ここで、とりわけ目をひくのは、「制度導入の趣旨に鑑みれば、例えば、裁判員裁判の量刑判断が従来の量刑相場と異なった結果であっても、裁判員裁判の判断は尊重されなければならないが、その場合、法的安定性と結果の公平性の観点から、適切な評議が行われたうえ、具体的、説得的な根拠が示されなければならない。それは、同種・同質・同程度の行為を内容とする事件に対しては、一定程度、近似した量刑判断が期待されることにおいても明らかであり、かつ、そもそも裁判官と裁判員との協働作業である量刑判断とは、当該裁判員裁判だけではなく、量刑相場という過去の裁判官判断や他の裁判所の裁判官・裁判員判断とも協働していくことを意味するものであるからである。」とする論述の部分である。近時、我が国の最高裁判所においても、裁判員裁判における量刑判断であっても、量刑判断は公平性の観点からも是認できるものでなければならない、との判断が示されたところであるが、筆者は、その根拠を、裁判員というものを広くとらえる

解釈論によって、上述のように論証しようとするのである。このような立場がより強く強調されれば裁判員裁判自体の形骸化あるいは否定につながることになるともいえるが、ひとつの仮説として興味深い。

本論文の内容とその特徴は以上のようなものであるが、全体として、独創性のある主張・視点を諸所に示しながら、設定された各問いに対して、論理性をもって丁寧に論証していくというスタイルをとるものであり、論文として高く評価できるものといえよう。常に刑法と刑事訴訟法、刑事政策とを同時に見据えた帰結をはかるべく、バランスをとろうとする姿勢も好ましいものであり、本論文の主張内容が、我が国の量刑論にとって学術的に意義のあるものであることも疑いのないところであろう。また、本論文は、非常に多くの参考文献が示すように膨大な論稿を集め、これを参照し、その作業を基礎として成っているものであり、この点、特筆すべきであると思われる。留学生であるにもかかわらず、論文の正確な理解を可能とする語学力、読解力に基づくものであることはいうまでもなく、本稿を3年間でまとめ上げた探究心、研究に向けるその精神力には見るべきものがある。

もっとも、検討されるべき課題、問題点もある。筆者は、いわゆる危険社会論に基づく法定刑の引き上げについて批判しており、その主張は十分首肯できるものであるが、市民の不安を払拭するための施策として刑罰の引き上げが重要であることも一方の事実であるといえるのであり、これに対しての有効な反論はいまだ十分ではないように思われる。また、本稿では「幅の理論」が支持されているが、筆者の考え方、すなわち個別行為責任論を推し進めていけば、いずれは量刑が1点で定まる「点の理論」に行き着くであろうと思われるのであり、この可能性については、筆者の主張、あるいは実務での必要性を考慮してもまだ、検証が十分ではないように思われる。また、予防目的を刑を重くする方向で斟酌することに消極的な態度は、「幅の理論」と矛盾するものとはならないであろうか。

以上、本論稿は、僅かの今後に対する要望が認められるとはいえ、同稿はこれまでの筆者の研究の成果が結集したものである。随所にある韓国の刑法の現状を伝える資料や韓国の文化的背景と制度の関係についての記述は、比較法的関心も集めるところであるが、筆者は、日本の司法制度もまたこれら「その国における」それぞれの文化的な背景、司法制度の基礎、社会的インフラの上に成り立っているものであるとの理解に立って、これを韓国にいかに関照できるかを問うている。そして、卓越した語学力をもとに正確な論理構成を行い、犯罪学にも目を向け、諸々の矛盾を刑事政策に反映せざるような解釈論を採用することを良しとせず、また、現状における韓国と我が国の立法論から量刑論に至るまでの過程をつぶさに考察して今後のあるべき量刑とその基準について我が国にも参照できる形で明らかにした点で、本論文は高い評価を受けるべきであろう。

なお、筆者は、本国韓国において修士号取得後、中央大学の博士課程にて研究を深めたが、この間、両罰規定による法人処罰についての国会立法調査部の研究報告書作成作業に参加し、活動している（「両罰規定の改正による法人処罰の法理的理解」2011年）。本報告書中の担当部分においては、筆者の刑法解釈学に関する知識と考察力が十分に発揮されたものと思われるところである。かか

る研究グループへの参加自体，若い研究者にとって大変名誉なことであるところ，筆者の研究能力の高さを示す一例となるであろう。

以上を総合的に判断して，審査委員全員の一致の判断として，裊相均氏提出の本論文は博士（法学）の学位を授与するに値すると認めるものである。